

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休む、
の翌日)

◇ 告 示 公衆浴場入浴料金の統制額の指定
目 次
地域森林計画の変更

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定 (二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

◇ 教委規則 鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則

◇ 正 誤 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第百二十六号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和五十年二月十日から施行する。

昭和四十九年二月鳥取県告示第八十三号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定について)は、昭和五十年二月九日限り廃止する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 区分 | 大 (十二歳以上の者) | 中 (六歳以上十二歳未満の者) | 小 (六歳未満の者) | 婦人洗髪 |
|-----|-------------|-----------------|------------|------|
| 統制額 | 八十五円 | 四十円 | 十五円 | 二十円 |

鳥取県告示第百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第六項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

鳥取森林計画区、八頭森林計画区及び米子森林計画区
の地域森林計画変更計画書

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する
地方農林振興局

鳥取県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米土地改良区の定款の変更を昭和五十年一月三十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十九号

昭和五十年一月十七日付けで大鴨土地改良区から申請のあつた土地改良（石塚地区農業用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二一五番地三 大鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十号

昭和五十年一月十六日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十一号

昭和四十九年十月十二日付けで鳥取市から申請のあつた津ノ井（農地造成）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する

同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

教育委員会規則

鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年二月七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立盲学校、聾学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表の鳥取県立鳥取

盲学校の項中

| | | | |
|-----|-----|-------|-----|
| 専攻科 | 高等部 | | |
| | 理療科 | 保健理療科 | 普通科 |
| 理療科 | 二 | 三 | 三 |
| | 二〇 | 一〇 | 二〇 |

を

| | |
|-----|-----|
| 専攻科 | 高等部 |
|-----|-----|

に改め、同表の鳥取県立鳥取聾学校の項

| | | |
|-------|---|----|
| 普通科 | 三 | 三〇 |
| 保健理療科 | 三 | 三〇 |
| 理療科 | 二 | 二〇 |

中

| | | | |
|-------|-----|-----|-----|
| 高等部 | | | |
| 産業工芸科 | 表具科 | 被服科 | 工芸科 |

を

| | | |
|-------|-----|-----|
| 高等部 | | |
| 産業工芸科 | 表具科 | 被服科 |

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

正

誤

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則（昭和四十九年十月鳥取県規則第六十七号）中次の箇所（誤り）があつたので、訂正する。

頁 段

行

誤

正

三 下

終わりから一

併せて十四単位

五科目八単位以上

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】